

水俣市監査委員公告第4号

水俣市監査基準第4条第2項に規定する定期監査のうち、令和3年度企業会計分を実施しましたので、同基準第23項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和4年1月25日

水俣市監査委員 坂本 幸則



水俣市監査委員 真野 頼隆



令和3年度財務監査（定期監査：水道事業会計、公共下水道事業会計分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度水道事業会計、公共下水道事業会計に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（上下水道局）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は上下水道局及び会計課内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年11月8日（月）から11月10日（水）まで、
また、令和3年11月12日（金）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和3年11月26日（金）から12月6日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) **勧告事項** 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) **指摘事項** 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) **注意事項** 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) **意見・提案事項** 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) **現地監査の結果** 特になし。

(6) **その他事項** この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

(1) 切手の管理について、以下の不備な点が見られたので適切に管理されたい。

㊦ 切手受払簿に記載する際、字の消えるペンを使用しているものがあつた。

㊧ 切手について、記入を誤っていると思われる事案があつた。

(水道工務係)

4 契約事務について

(1) 契約書に記載された「別添の仕様書」が添付されていないものがあつた。

㊦ 久木野及び有木・田頭地区採水業務委託契約

(水道工務係)

5 行政財産管理事務等について 特になし。

6 現地監査について 特になし。

令和3年度財務監査（定期監査：病院事業会計分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和3年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度病院事業会計に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（総合医療センター）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は総合医療センター内

(2) 日程

ア 事前監査 令和3年11月15日（月）から11月17日（水）まで、
また、令和3年11月22日（月）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和3年11月26日（金）から12月6日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 旅費の積算に以下の誤りがあった。

- ⑦ JRを利用する際に、片道601キロ以上あるにもかかわらず、運賃1割引の適用をしていないものがある。 (総務課総務係)

- ・令和3年度診療放射線技師基礎技術講習「MRI検査」No.2
令和3年6月5日～7日 誤：78,480円 正：75,720円
- ・日本呼吸器学会専門医試験 No.107
令和3年10月9日～10日 誤：56,080円 正：53,740円
- ・第30回放射線診断専門医認定試験 No.149
令和3年8月19日～21日 誤：69,420円 正：66,640円
- ・診療放射線基礎技術講習「MRI検査」No.192
令和3年10月2日～4日 誤：94,640円 正：90,900円

- ⑧ 旅費の積算で、バス代についても算定しているが、水俣市旅費支給事務取扱要綱第6条により、旅行先の市町村管内に鉄道の駅がある場合は最寄りの駅が始点・終点となるため、バス代については対象外となる。 (総務課総務係)

- ・自衛消防業務新規講習 No.130 240円×2
- ・2021年度第1回熊本県がん相談員研修会 No.142 170円×2
- ・第30回放射線診断専門医認定試験 No.149 250円×2
- ・令和3年度自衛消防業務再講習 No.166 240円×2
- ・日本皮膚科学会第232回熊本地方会学術講演会 No.191 160円×2
- ・診療放射線基礎技術講習「MRI検査」No.192 170円×2

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 医療費の滞納者に対し、戸別訪問等による納付指導を行うなど努力されており、今後引き続き滞納額の解消に努められたい。 (医事課医事係)

イ 復命書が作成されていないものが散見された。全ての出張を管理し、復命書の提出を把握するのは困難であると考えられるので、チェック表で管理する等、わかりやすい管理方法の検討をお願いしたい。また、全ての職員に対し、復命書作成に関する統一した指導をお願いしたい。

ウ 水俣市病院事業の契約に関する規程第 28 条によると、「機器」、「ソフトウェア」及び「医療機器」等にあつては、「借り入れ」、「保守業務の委託」について、「長期継続契約」を締結できる規定が定められている。

業務の安定性の確保、さらに契約事務の省力化等を図るため、単年度契約を行っている業務について、長期継続契約への変更ができないか、調査、検討されたい。

- ・令和 3 年度総合情報システム保守業務委託ほか
- ・酸素供給装置の賃貸借及び保守点検業務の委託に関する基本契約ほか

(5) 現地監査の結果 特になし。

(6) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長等に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長等に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

(1) 時間外勤務命令簿に以下の不備な点が見られた。

- ㊦ 勤務命令時間の修正をする際、命令者又は所属長の印を押印していないもの。
- ㊧ 修正テープを使用して、修正しているものがあつた。
- ㊨ 用務欄について、用務の内容がわかるような記載の仕方をお願いしたい。

4 契約事務について 特になし。

5 物品管理事務等について 特になし。